

堺市災害対策本部会議（台風21号） 内容

平成30年9月5日（水）午前8時00分

於：本館4階秘書課会議

1. 報告事項

別紙を参照

2. 審議事項

○避難行動要支援者の安否の把握について（台風及び停電による体調不良等への対応など）

→避難行動要支援者名簿を基に、健康福祉局、区役所連携し、行政主体で安否の把握を実施していく。

○停電に対する乳幼児を持つ方への対策・ケアについて

→子ども青少年局、健康福祉局が連携し、区役所とも協力しながら対応を調整する。また、民間保育園とも連携していく必要がある。

○自家発電装置稼働中の病院及び重要施設への給油について

→災害対策本部の設置をもって、燃料調達の緊急随意契約等の対応は可能。

○病院等の停電による患者等の転院への対応について

→転院対応の必要があれば消防局として病院と調整し協力することが可能。

○貯蓄水槽をもつマンションに対する給水について

→給水の必要なマンション等の施設に対して、近くの公共施設の水道の利用や上下水道局による応急給水の実施等、個別の状況を踏まえた対応を行っていく。

○台風及び停電被害を受けた学校の対応について

→台風による被害や停電の状況により、休業、繰下げ登校、繰上げ下校の措置をとる。ただし、市立堺高校の体育館を除き、大規模な被害により

長期間にわたる休業等の必要な学校園はない。

○災害ごみへの対応について

→台風の影響に伴うごみについては、環境局が、堺市災害応急救助要綱に基づき無料で収集する。災害ごみの出し方等について適切な周知を行う。

○り災証明書の受付、発行及び家屋被害認定調査について

→被災された市民の皆様が、保険金請求等に必要となるり災証明については、各区役所に窓口を設け、市税事務所が行う家屋被害認定調査区役所に繋げ、ワンストップでのサービスを実施する。

○小口貸付の対応について

→健康福祉局において、堺市小口更生資金貸付基金条例に基づき貸付けできるよう迅速に対応していく。

○停電による生活場所の確保について

→区役所において、市民の状況に鑑み対応する。